

第 34 回[2026 年度]TC フォーラム定時総会・講演会の[6 月 16 日開催]のご報告

第 34 回[2026 年度]納税者権利憲章をつくる会／TC フォーラムは、6 月 16 日(火)午後 1 時 30 分から衆院第 2 議員会館会議室で開催されました。

会員および役員の皆さま方の協力と参加を得て、以下のとおり、滞りなく進行することができました。ありがとうございました。心からお礼申し上げます。

【第 1 部: 記念講演】

◎司会の紹介、開会あいさつに続き、次のテーマで講演が行われました

【テーマ】

国税庁が開始する「オンライン税務調査」と AI 透明化の課題

～ポスト対面調査時代の国通法改正、納税者権利憲章(法)が要る！

講演者: 石村 耕治 (白鷗大学名誉教授／TC フォーラム代表委員)

[講演レジメ](#) 

【講演要旨】

- ・ わが国では、近く課税処分のためのオンライン税務調査が始まる。AI／アルゴリズムを使った調査対象の選定も活発化している。しかし、これらの仕組みには透明性がない。公正性も確保されていない。説明責任も制度化されていない。このように、AI ガバナンスは未整備であり、この面での納税者の権利保護は皆無に近い。
- ・ 一方、アメリカの法制や IRS (内国歳入庁) の対応は、わが国とは対照的である。納税者権利憲章を税法に組み込んでいる。IRS は納税者を権利主体として扱う。AI の税務利用では透明性を重視する。公正性の確保も求める。説明責任も明確にしている。これらは内部統制として AI ガバナンスに定められ、公表されている。内部統制には、人間によるチェックも含まれる。さらに外部統制も整備されている。GAO や TIGTA が重層的に監査を行っている。日米の制度格差は極めて大きい。
- ・ わが国でも、納税者権利憲章(法)を制定し、調査対象の AI 選定透明化のためのガバナンスを確立し、公表する必要である。また、外部統制を可能にする国税通則法の改正など、法制度の整備は急務である。

◎参加者とのディスカッション(質疑応答要旨)

《質問 1: 海外モデルの AI やプラットフォーム依存リスクはないのか?》

- ・ 今回のオンライン税務調査システムでは、マイクロソフト社のチームズのようなアメリカビッグテックのデジタルツールやプラットフォームを使っている。海外モデル

への依存リスクはある。しかし、わが国は、熾烈な国際的なデジタル／AI 開発競争では“負け組”である。背景には「紙大好き国民性」がある。税務のデジタル化／AI 化に対し国民的な合意形成には、時間がかかるのではないか。現時点では、「デジタルデバイド(情報技術格差)」ある納税者を保護することも大事な課題である。

《質問 2:KSK2での AI による調査対象選定システム【SAT・結・RIN】 に対するガバナンスがまったく確立されていないのはどうしてなのか?》

《回答》

- ・ わが国の行政には、「ドブがあふれて初めて下水道の必要性に気づく」という後追い型の体質が残っているように見える。政府や行政は、対外的には「法の支配」を強調する。しかし、国内では人権保護に後ろ向きで、「悪法の支配」には前向きである。この姿勢が、オンライン税務調査や AI による調査対象選定システムの導入を急ぐ一方で、ガバナンス整備を後回しにしている要因ではないか。結果として、政府や租税行政庁は、国民・納税者や税務専門職の無知に依存する構造を温存している可能性がある。税理士の多くも、納税者の権利保護より、当局の補助者としての意識が強い。
- ・ (税理士からの意見)それに、税理士界は概して、AI やデジタル化には強くない。AI による調査対象選定システムについても、AI ガバナンスが不可欠だという認識が乏しい。結果として、制度整備の遅れを刷新する力が働きにくいのが実情である。

《質問 3:アメリカ IRS の「AI ガバナンスポリシー」では、税務調査 AI を「ハイインパクト AI(超要注意 AI)」に分類し、納税者の権利利益の保護に努めているのには驚いた。納税者を義務主体と見るわが国とは大違いだ。で、9【生成 AI 利用制限】(レジメ 26 頁)のところで、「納税者データの AI への入力禁止」をうたっている。この場合の具体的な取扱いについて教えて欲しい。》

《回答》

- ・ AI は、自律型でなくても“学習するシステム”である。その学習速度は速い。能力向上は指数関数的に進む。つまり、増え方が足し算ではなく掛け算で加速する。この特性を踏まえる必要がある。だからこそ、個々の「納税者データを AI に入力しない」というルールが重要になる。そうしなければ、AI が特定の納税者情報に引きずられ、汎用性を失う危険がある。AI／アルゴリズムを公平に保つための基本的な対応といえる。

《質問 4: アメリカの場合、AI で調査対象に選定されても、「人間によるチェック」が必要とされているとのこと。で、IRS の AI ガバナンスポリシーでは、AI 選定に不服（異議・苦情）のある被調査者（納税者）は、IRS 内部に不服申立部門に不服申立てができるとのことだ。わが国では、一般の税務調査（課税処分のための調査）は、「処分」ではなく、「事実行為」とされる。この辺の違いは救済手続では、どうなるのか？》

《回答》

- ・ 悩ましい問題である。アメリカの行政法や租税法では、日本のように「処分」と「事実行為」を明確に区別していない。一方、日本では両者は区別される。AI で調査対象に選ばれ、その選定に納得できない納税者（被調査者）が、どの手続に進むのかは現時点で不明である。①「再調査の請求」（スキップ可）⇒「審査請求」に進むのか。それとも、②納税者支援調整官に「苦情の申出」を行うのか。まだ定かではない。国税庁は、AI による調査対象選定システムをあくまで「補助ツール」と位置づけている。最終判断は「人間によるチェック」が原則である。したがって、AI による選定についても、争うルートが確立されて当たり前である。国税庁は AI ガバナンスを作成し、速やかにアナウンスしないとイケない。

* * *

【第 2 部: TC フォーラム定時総会】


- ◎2025 年度活動報告・決算報告・会計監査報告・質疑など
- ◎2026 年度活動方針案・予算案・役員の提案・質疑など
- ◎閉会あいさつ

【開催状況報告】

- ◎参加者の報告: 会場で 24 人（うち国会議員 3 人、議員秘書 3 人）の皆さまに参加いただきました。また、全国からの ZOOM 参加は 71 カウントにのぼり、各サイトで複数名が視聴されているケースも多く見受けられました。これらを踏まえると、実人数としては総計 100 名を超える方々に参加いただけたものと考えております。
- ◎会場参加しあいさつされた議員: 河村たかし衆議院議員、小池晃参議院議員、ラサール石井参議院議員
- ◎メッセージを寄せられた国会議員 [\[ここをクリック\]](#)

【お詫び】

- ◎TC フォーラムは、パンフ『納税者支援調整官を使いこなそう』（TC フォーラム パンフレット）をつくり、広報に努力しています。改訂版は、6 月 16 日までに刷り上げ

る予定でした。総会当日に公表する計画でした。しかし、都合により発行が少し遅
れました。心よりお詫び申し上げます。パンプ改訂版表紙[\[ここをクリック\]](#)。
50部以上を目安にTCフォーラム事務局(info@tc-forum.net)に発注をお願いします。

TCフォーラム事務局

2026年6月20日 報告